随意契約の内容の公表

担当部課	健康福祉部 長寿課
契約締結年月日	令和6年4月1日
業務名	尾張旭市紙おむつ給付事業
業務の概要	介護保険における要介護度が3以上の者及び療育手帳所持者のうちA・B判定の者を対象として、紙おむつ(月30枚) 又は尿とりパッド(月60枚)を給付する。
契約金額 (税込)	15,600,000円 (長寿課 13,000,000円、福祉課 2,600,000円) ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。
契約の相手方	株式会社トキワTC
根拠規定	 地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する□欄に印をつけること) 第2号 その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。 □ 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。 □ 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 □ 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 □ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 □ 第8号 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。 □ 第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	紙おむつについては、本市が予定する品物全てを取り扱う 業者がなく、業者に一括で発注できないため、通常の競争入 札には適さない。このため、品目ごとの単価見積の競合によ り品物ごとに安価な業者を選定する。

[※] 契約内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉部 長寿課 です。